

(平成21年3月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から43年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年4月から43年9月まで
国民年金保険料は、私の妻が夫婦二人分の保険料を納めてきたはずである。しかし、社会保険事務所へ照会したところ、申立期間については、私の妻は納付済みとなっているのに、私の分のみが未納となっている。申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、厚生年金保険及び国民年金の切替手続も適切に行っているなど、申立人の国民年金制度への関心と納付意識の高さがうかがえる。

また、A町保管の国民年金被保険者名簿には、申立期間直前で、かつ、被保険者資格取得月に当たる昭和41年3月の国民年金保険料1か月分について、申立人が45年12月22日に300円を納付した後、特例納付保険料額の1月分に不足する差額150円を46年1月23日に納付している旨の記載が認められる上に、本来の収納機関である社会保険事務所保管の特殊台帳には、その旨の記載は無いなど、申立人の保険料の納付記録の管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻から、申立期間当時には資力は十分にあったとし、生活状況に著しい変化も無かったとしているなど、申立人及びその妻の主張は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年3月までの期間、53年1月から同年3月までの期間、57年1月から同年3月までの期間及び60年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年1月から同年3月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで
③ 昭和57年1月から同年3月まで
④ 昭和60年1月から同年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、私の元妻が地区の集金人へ納付していたはずである。また、はっきりしないが、昭和57年ごろ以降は、妻ではなく私自身がA町役場へ納付していた。

申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、合計12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、昭和41年1月から62年4月までの国民年金保険料について、申立期間を除き、すべて納付しており、このうちの49年12月から61年4月までの期間については、国民年金に任意加入していることが確認でき、申立人の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、A町保管の国民年金被保険者名簿等により、4つの申立期間については、その前後の国民年金保険料がすべて納付済みとなっている上に、申立人が、申立期間4つを含み、かつ、納付年月日が確認できる昭和41年1月から61年3月までの20年間の国民年金保険料を、申立期間を除き、すべて現年度で納付していることが確認できる中で、申立人が申立期間4つ、各々わずか3か月間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人が加入していた納付組合の加入員であったことが認められる被保険者7人の国民年金保険料の納付記録を見ると、その全員が、申

立期間4つを含めて国民年金加入期間中の保険料を完納していることが確認でき、申立人のみが保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和29年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年12月1日から30年1月23日まで
私は、昭和29年から平成2年に退職するまでの間、A社の本店及び支店に継続して勤務していた。

申立期間は私が本店から開設された支店へ転勤となった期間であるが、社会保険庁では、申立期間1か月の厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社保管の名簿及び申立人に係る雇用保険被保険者記録により、申立人が、申立期間を含む昭和29年4月1日から平成2年6月30日までの間、同社に継続して勤務（昭和29年12月1日に、同社本店からB支店へ異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る被保険者資格の取得時点の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社では、当時の社会保険に係る関係資料が無く、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明としており、このほかに確認できる関連資料

及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年5月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月から62年12月まで

申立期間のうち、A市在住時で病院に入院していた期間の国民年金保険料については、私の元夫から、義母が夫婦二人分を納付していたと聞いている。

また、私の退院後、B市へ転居した昭和56年ごろ以降の国民年金保険料については、当初は、元夫が夫婦二人分を納付し、義父母も転居してきた59年ごろからは、義母も納付していた。B市における当時の保険料は1人当たり9,000円ほどであったし、集金場所は、ある小学校前にあった施設建物であったこと、さらには私自身も2度程納付に出向いたことがある。

申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義母及び元夫が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないなど、納付を行ったとする申立人の義母及び元夫も、高齢等のため事情聴取には応じられないとしていることから、申立期間に係る保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、義母等が納付していた国民年金保険料は夫婦二人分であったと主張しているものの、申立人の元夫の国民年金保険料の納付記録を見ると、申立期間については、その夫が厚生年金保険に加入している期間を除き、申立人と同様に、未納となっていることが確認できる。

さらに、申立人は、B市へ転居した昭和56年ごろ以降の国民年金保険料について1人当たり9,000円ほどであり、また、集金場所は小学校前

の施設建物であったとしているが、当時の保険料額は1人当たり 4,500円から 7,400円までであるとともに、B市では、申立人が挙げた小学校前の施設建物内で、国民年金保険料を収納していたとしているものの、その開始時期は61年ごろからとしており、申立人の記憶と相違している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から52年4月までの期間及び53年11月から58年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年6月から52年4月まで
② 昭和53年11月から58年2月まで

私は、年金は大事なものだとは自覚していたので、結婚後は私の夫に関しても、私が必ず国民年金と厚生年金保険の切替手続きを行ってきた。

社会保険庁では、両申立期間について、私が厚生年金保険被保険者であったため、その配偶者である私の夫は強制加入ではなかったとしているが、昭和47年1月以降の期間などの、両申立期間と同じような期間の保険料はすべて納付済みとなっている。また、両申立期間の国民年金保険料については、私が銀行支店で納付してきた。

申立期間について、未加入、保険料未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人の妻は、両申立期間がすべて含まれる昭和48年10月23日から平成9年7月1日までの間、厚生年金保険の被保険者資格を有していることが確認でき、その配偶者である申立人は国民年金の任意加入対象者となるところ、その妻は自ら、昭和50年6月ごろ及び53年11月ごろに市役所で任意加入の申し出を行ったとしている。しかし、社会保険庁の電算記録はもとより、社会保険事務所保管の特殊台帳及びA市保管の国民年金被保険者名簿では、申立人が国民年金被保険者資格を、申

立期間②直後の昭和58年3月2日に任意加入者として取得していることが確認できるのみであり、申立人が両申立期間中に国民年金に加入していた事跡が確認できないことから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料に係る納付書は発行されなかったものと考えられ、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の妻は、両申立期間と同様に、申立人が任意加入対象者であったとする昭和47年1月以降の期間などを挙げ、各申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、当該期間のうちの47年1月については、申立人及びその妻が共に国民年金の強制適用対象者であったことによるものであり、このことをもって申立期間を納付していたものと裏付けるまでには至らない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年から 57 年まで

私は、申立期間のうちの1年数か月間ほど、A事業所で勤務していた。在職中は一般事務にも携わって、給与から社会保険料を控除していたこと、会社からもらった健康保険証で病院へ行ったことなどを記憶している。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人がA事業所において、申立期間のうち、昭和56年2月21日から57年6月12日までの間勤務していたことが確認できるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険庁の電算記録、及び社会保険事務所保管の事業所記号払出簿では、申立てのA事業所などという事業所が申立期間以降現在までの間、厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できない。

さらに、A事業所の所在地に住所地があり、かつ、同社の監査役である申立人の叔母から、当該事業所は申立期間当時、社長や申立人、取締役で現場監督員だった2人の計4人以外の従業員は出稼ぎ労働者であったこと、事業所は厚生年金保険には加入しておらず、B健康保険組合に加入していたことなどの証言が得られた。

加えて、前出の社長及び取締役の計3人は申立期間中、申立て事業所を含めてもなお厚生年金保険の被保険者であったことが認められないとともに、2人の取締役については、当該期間の大部分について国民年金へ加入している上、

国民年金保険料を納付済みか又は申請免除していることが確認できるなど、申立てを裏付けることができなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。